

郵送による住民票写し等請求書

河南町長 様

1. 請求される方はどなたですか

年 月 日

請求者は	住 所			
	ふりがな氏 名	㊞	明・大・昭・平・令・西暦	年 月 日生
	必要な方との関係は	本人・同じ世帯員・※[別世帯家族・代理人・その他（ ）] ※[]内の方は、委任状が必要です。		
	日中連絡のとれる電話番号	()	—	自宅・携帯・職場
		()	—	自宅・携帯・職場
	使用目的	☐ 登記 ☐ 保険 ☐ 入学 ☐ 年金 ☐ 免許 ☐ 扶養 ☐ 金融関係 ☐ 車の関係 ☐ その他（ ）		
通信欄 最近 1 か月以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。 月 日に 市・区・町・村へ（ ）の届出を提出。				

2. どなたの証明書が必要ですか

必要な方の住所は	住所地	河南町		
	ふりがな		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦
	世帯主氏名		年 月 日生	
	ふりがな		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦
	対象者氏名		年 月 日生	

※個人（世帯の一部）が必要な場合は、対象者氏名に欄に記入してください。

3. 必要な証明書はどれですか（下記の手数料は河南町での金額です。）

必要な証明は	証明書の種類		手数料	通数	記載が必要な場合は☑をつけてください
	住民票	世帯全員分	300円	通	☐ 世帯主と続柄 ☐ 個人番号（マイナンバー） 【日本人住民の方】 ☐ 本籍と筆頭者 【外国人住民の方】 ☐ 国籍・地域 ☐ 在留カード等の番号 ☐ 法第 30 条の 45 区分[中長期在留者等区分] ☐ 通称名履歴
		個人（世帯一部）	300円	通	
	除 票	個人（世帯一部）	300円	通	
	改製原住民票	個人（世帯一部）	300円	通	
	住民票記載事項証明書	全部事項（謄本）	300円	通	
		個人事項（抄本）	300円	通	
その他（ ）		円	通		

4. 住民票の記載に必要な事項がありましたら、お知らせください。

例) 車の名義変更に使用するため、前住所に△△市○○区の住所が載っているものが必要

○送付していただくもの（□にチェック[☑]を入れてください。）

□郵送による住民票の写し等請求書(この用紙)

□手数料(郵便局の定額小為替で、お釣りのないようにご用意ください。切手、印紙等の受け取りはできません。)

□返信用封筒(切手を貼り、住所・氏名を表書きしてください。送付先は請求者の住所地になります。)

□請求者本人の現住所が確認できる書類(運転免許証・個人番号カード・在留カード・特別永住者証明書など)の写しを同封してください。なお、通知カードは本人確認書類として使用できません。

□本人・同一世帯員以外からの請求の場合は委任状が必要です。

(裏面の請求方法もご覧ください。)

住民票の写し等の郵送請求の方法

《お送りいただくもの》

- ① **申請書(郵送による住民票の写し等請求書)**: 必要事項をすべて記入してください。
- ② **手数料**: 郵便局で定額小為替をご購入し、何も記入しないで同封してください。定額小為替はおつりのないように購入してください。切手、印紙等の受け取りはできません。
- ③ **返信用封筒**: 送付先はご自宅の住所地(返送先は請求者の住所登録地に限られます。)を記入し、切手を貼ってください。料金が不足する場合には「不足料金相手方払い」扱いで返送します。多数請求される場合は、大きめの封筒と多めの切手を同封してください。
- ④ **請求者の本人確認ができる証明書の写し**: 請求者の名前と住所、生年月日等が確認できる公的な書類の写し(下記参照)を同封してください。※平成20年5月1日から住民票や戸籍の証明の請求の際には、請求者の本人確認が法律で義務づけられました。

●本人確認ができる証明書

運転免許証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、各種健康保険の資格確認書、介護保険証、年金手帳など、官公署が発行した有効期限内のもの。なお、通知カードは本人確認書類として使用できません。

- ⑤ **委任状または使用目的を説明する疎明資料等**: 請求者が本人または同一世帯員でない場合、親族や家族であっても、住民票が別(別世帯)であれば、第三者または代理人の請求になります。第三者による請求の場合は、具体的な使用目的に関して本人との関係が確認できる疎明資料を、任意代理人であれば委任状を、法定代理人であれば法定代理人であることが確認できる資料を同封してください。プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。また、住民基本台帳法により偽りその他不正の手段によって交付を受けた者は罰金に処せられます。
- ⑥ **住民票の除票の請求**: 町外へ転出された場合や亡くなった場合、住民票は消除され住民票の「除票」となります。除票は原則本人のみ請求できます。同世帯であった方からの請求であっても委任状が必要です。亡くなられた方の除票は、申請者が利害関係人であり自己の権利行使や義務の履行のために必要であれば請求できます。除票が必要とわかる書類の写し等を同封してください。死亡した人の除票には、個人番号(マイナンバー)や住民票コードは記載できません。除票には保存年限が設けられており、保存年限を経過していた場合、発行できません。

《お願い・注意事項》

- ① 住民票の写し等の郵送請求は住所地のある役所に請求してください。
- ② 請求内容に誤りや記載漏れがあると交付できません。
- ③ どのような証明書(本籍や続柄の記載等、外国人の方は、国籍地域・在留資格・在留カードや通称名の履歴等)が必要か、事前に必ず提出先にご確認ください。
- ④ 郵送の場合は、配達日数と役場での処理日数が必要になります(1週間程度)ので、日数に余裕をもって請求してください。

《送付先・問い合わせ先》

〒585-8585

大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

河南町役場 住民生活課 住民窓口係

TEL:0721-93-2500 (内線123)